

文教福祉委員会会議録

- 1 日 時 令和5年11月8日(水曜日)
開会 午前 9時59分
閉会 午後 2時 5分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 溝手 宣 良 副委員長 山 名 正 晃
 委 員 小 野 耕 作 委 員 仁 熊 進
 " 萱 野 哲 也 " 村 木 理 英
(欠席) 委 員 頓 宮 美津子
(その他出席者) 議 長 深 見 昌 宏
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局長 西 村 佳 子 同次長 宇 野 裕
同議事係主査 岩 佐 知 美
- 5 説明のため出席した者の職氏名
副市長 中 島 邦 夫 政策監 難 波 敏 文
財政課長 横 田 優 子 財政課主幹 岡 真 里
文化スポーツ部長 林 直 方 スポーツ振興課長 倉 本 伸 一
保健福祉部長 上 田 真 琴 健康医療課長 白 神 洋
健康医療課主幹 今 若 睦 也 健康医療課主幹 竹 下 あけみ
福祉課長 江 口 真 弓
教育長 久 山 延 司 教育部長 加治佐 一 晃
教育総務課長 藤 原 直 樹 教育総務課主幹 佐 藤 亘
部活動地域移行推進室長 平 田 壮太郎 学校教育課長 在 間 恭 子
学校教育課主幹 難 波 昭 彦 こども夢づくり課長 小 野 美千代
- 6 調査事項及び報告事項その結果
調査事項
(1) 小・中学校の不登校対応について
報告事項
(1) 病院施設整備補助事業の進捗状況について
(2) 小規模特認校制度及び区域外就園について
(3) 放課後児童クラブの運営について
(4) 部活動の地域移行について
(5) 2024そうじゃ吉備路マラソンについて

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前9時59分

○委員長（溝手宣良君） ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は6名であります。欠席1名であります。欠席者のうち、頓宮美津子委員から欠席の届出がありました。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、報告事項の1、病院施設整備補助事業の進捗状況について、当局の報告を願います。
健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 報告事項の(1)病院施設整備補助事業の進捗状況について御説明のほうをいたします。

お手元の資料をお開きいただきまして、ページは5ページでございます。

病院施設整備補助事業につきましては、前回、9月22日の所管事務調査で医療法人行堂会から補助事業実績報告書が提出されたことに伴い、9月14日に第5回の病院施設整備補助事業審査委員会を開催し、その内容について審議し、了承された旨の御説明のほうをいたしました。また、その際、今後の予定としまして、補助金の支払いの事務を進めることについても御報告のほうをいたしたところでございます。その支払いの事務でございますが、資料の進捗状況に記載しておりますように、9月22日に総社市病院施設整備補助金の交付額の確定を行いました。確定額のほうは9億8,000万円でございます。そして、医療法人行堂会から請求書のほうが提出されましたので、10月12日に補助金の支払いのほうを行ったところでございます。

次に、(2)の今後の予定でございますが、今後につきましては、長野病院の市が求める六つの医療機能の実施状況について十分に確認のほうをしていき、必要に応じ、病院との協議を継続していくこととしております。また、年に一度は病院施設整備補助事業審査委員会を開催しまして、医療機能の実施状況について御審議いただくよう考えておりまして、議会に対しましてもその結果のほうを御報告していく予定でございます。

健康医療課からは以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 確認なんですけど、これ長野病院でよろしいんですね。医療法人行堂会イコールというか、そこの法人名は長野病院ということで、医療法人行堂会の代表は誰になられますか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 萱野委員の御質問にお答えいたします。

理事長は長野仁様になります。

（「分かりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 分かりました。

これ、皆んなに同じ質問というか、皆さんに共通の認識を持っていただかないといけないことがありまして、あくまでも長野病院は医療法人行堂会であって、理事長は長野仁さんという方なんです。なんだけれども、この前の政治倫理審査会が終わった後に、深見議長がそのぶら下がりですって、長野病院と御関係なんですかって言ったときに、5つ上の、青年会議所か何かの先輩なんだと。それで、その方が代表でそういう付き合いをやっているんだということをおっしゃったんですね。だから、僕はあれって思って、この9億8,000万円の振込先が間違ったところに振り込まれてないのかなと思って心配をしたんですけど、間違いないんですね。だと、深見議長はマスコミの記者会見の場でそのように、長野病院の代表とは僕の6つ上でと言った、誰のことを言っているのかなと思ったんですけども、それで僕はこの振込先がどっか違うところに、違う法人とかにならなければいいんですけど、そこの確認をという意味で質問させていただきました。いかがでしょう。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 萱野委員の再度の御質問でございますが、交付申請のほう、理事長長野仁様ので申請のほうが出ておまして、振込先につきましても医療法人行堂会理事長長野仁ということで、振込のほうを行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 分かりました。その件は結構です。

それと、あともう一点だけお聞きをします。

この病院施設整備補助金、ある意味、僕が思うのに、この病院というのは市民病院を兼ねたというか、そういうふうな病院であると。だって、9億8,000万円、10億円の補助金を使って、総社市がこういう病院にしてほしい。だから、造ってくださいよって。お願いしますよって。市長なんか僕が選挙のときは市民病院を造るか、それとも民間病院に補助するかみたいなことが争点になったと言われたんで、結局、民間に補助するということが僕は当選したんだということを本会議でも言われてましたけど、じゃ、民間病院である側面が大きいのであれば、この工事に参入する工事会社なんかについての制限ってあるんですかね。例えば、公共工事であれば請負禁止の範囲というものがあって、議員がしている会社なんかは入札へ入れませんよって、ある一定の制限があったりするわけなんですけど、これに関しては、例えば……。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員、進捗状況についての報告なので。

○委員（萱野哲也君）（続） そうですね。なので、そういうのもあるのかなと思いますので、僕がやっている水道屋、配管工が、そういった今後の工事に参入してもいいのかどうか、そういうのが、議員がそういったところに参入してもいいのかということをお尋ねをしたいですけれども。

○委員長（溝手宣良君）　しばらく休憩いたします。

休憩　午前10時6分

再開　午前10時7分

○委員長（溝手宣良君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

そのほかに質疑はございませんでしょうか。

村木委員。

○委員（村木理英君）　補助事業の進捗状況ということで、9億8,000万円ということで、これはもう全額、今、お支払いを10月12日にしたということでよろしいかと思いますが、その補助金の根拠、これを確認したい。

○委員長（溝手宣良君）　健康医療課長。

○健康医療課長（白神　洋君）　村木委員の御質問にお答えいたします。

補助金の根拠でございますが、総社市病院施設整備補助交付要綱というものがございまして、こちらのほうの別表に該当になる機能、6機能でございますが、その機能のほうを掲げておるところでございますが、また別表3のほうに補助金の積算というところも記載しておりますが、この積算に基づきまして、現状の、建てられて、医療機器を買われて、そういった状況の報告をいただいて積算をしましたところ、予算の上限である9億8,000万円になったといったところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君）　村木委員。

○委員（村木理英君）　市がそもそも、もともと6項目ですか、それが市に不足しているからということで、それで要綱をつくって、それがきちんと完結されたということが認められたので、交付したという理解でよろしいですか。

○委員長（溝手宣良君）　健康医療課長。

○健康医療課長（白神　洋君）　村木委員の再度の御質問でございます。

実施状況につきまして、補助事業審査委員会のほうを開催いたしまして、これ5回開催いたしましたが、現地のほうも確認しまして、完了したといったことで補助金を支払ったところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君）　村木委員。

○委員（村木理英君）　分かりました。

これは質問ではなく、委員会に対する私の所見といいますか、希望なんですけども、これ附帯決議をつけているわけです、議会として。その附帯決議について、議会がどのような、具体的に、どのように取決めを今後していくかというような要領をきちんと決めたほうがいいと思うんですけども、例えば議会がきちんと現地に入って、委員会がきちんと審査するとか、検査するとか、きちんとこれが施工されているとか、そういったことが必要かと思うんですけど、その辺のところを委員

会として取りまとめをしていただければなと思います。これは当局ではなくて、委員会に対する内容なんですけども、もし可能であれば自由討議等の機会をつくっていただきまして、その点について審議をかけていただきたいと、このように思っています。

○委員長（溝手宣良君） ただいまの村木委員の御提案ですが、今日はあくまで進捗状況についての報告でございますので、また別な日を設けてそのことについては議論、討論を深めてまいりたいと思います。

村木委員。

○委員（村木理英君） 委員長に御配慮いただきましてありがとうございます。今後、そのような方向も一つ詰めていただいて、検討課題としていただきたい、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） では、そのほかに質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 2点だけ確認させてください。

今の病院の状況というのをお聞きしたいんですけども、一つは救急の状況で、24時間365日、2次救急を受け入れるということなんですけども、時間帯、夜間の受け入れができていくところなんです。あと、災害拠点というか、災害の対応をするという病院でもありますので、視察をさせていただいたときは災害対策室なんかも設置されていたんですが、例えば市で災害があった場合、病院とどういった連携をしていくのか、マニュアルみたいなものとか、お互いの連携をどうしていくかというのは、話し合いはしっかりできているんでしょうか。そこを確認させてください。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名委員の御質問でございますが、2次救急の実施状況、1点目でございますが、こちら3箇月の、8月、9月、10月と今実績が出ているわけですが、その受け入れの総件数で申しますと、142件受け入れられております。そのうち、救急車での搬送、こちらのほうが78件、またウォークイン、自分のお車でいかれて急患を受けられる、そういった方が64名という形になっておるところでございます。それと、あと夜間の対応でございますが、夜間につきましては、10月の実績で申し上げますと、21名の方が夜間対応になっているところでございます。

それと、あと2点目の災害の件でございます。

災害の対応につきましては、その後、市の危機管理室と我々健康医療課のほうで長野病院に参りまして、10月23日、実際に災害時の備付物品とか、そういったものをどう配置していくか、それをお互いに、どんなものを置いていくか、どこに置くか、そういったことの確認のほうとかをさせていただいて、進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（上田真琴君） 災害の件で1点補足をさせていただきますが、この要綱に基づく

災害拠点機能を果たしていただく上で、医療法人行堂会側と災害拠点機能に関する覚書というのを締結をしております、それに基づいて、災害時に福祉避難所として受け入れていただくのですとか、そういった内容について結んでおります。そこら辺に基づいて、具体的などころも随時相談をしているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） すみません、私から。

先ほどの救急の受入れは、10月が21件ですが、そのほかの月はデータというか、数字はないんですか。夜間の受入れのデータ、10月しかおっしゃられなかったんで、すみません。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 他のデータにつきましては、少しお時間をいただきまして、後ほど、データの的にはございますので、回答のほうをさせていただきたいと思います。

○委員長（溝手宣良君） 承知しました。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 先ほどの、10月、21名夜間に来たということなんですが、今調べていただいている分にプラスしたいんですけど、それが救急で来たのか、自分で来たのかというのを知りたいです。あと、すみません、災害時の物品配置のことをお話をされたんですけど、その物品は、災害の救援物資のことは、こちらは市のほうの提供になるのか、長野病院に用意していただくのか、こちらがこんなものを用意してください、あんなを用意してくださいって行くのか、こちらから、市から提供して行くのか、どちらでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名委員の御質問でございますが、1点目につきましては、現在調べておりますので、お待ちいただきたいと思います。

2点目の災害の物品のどちらが提供するのかということでございますが、基本的には市のほうが購入したものを設置するというのが主となっておりますが、病院側で既にこれが提供できるとか、そういったところもあると思いますので、そういったところのすり合わせを行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） ありがとうございます。確認をまたお願いします。

その物品のことにに関してですが、昨日、総務生活委員会もあって、危機管理室のほうからいろいろと、どこにこういう食料があつて、物品があつてという表があつたと思うんですけど、それらともしっかり連携をして、長野病院にもこういう市から提供した物品がありますというのも、あつちとの連携をしっかりとさせていただきたいんで、その点をお願いします。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名委員の再度の御質問でございます。

災害時の物品ということで、主は危機管理室になって、長野病院の災害拠点の物品の配置のほうを行っておりますので、全て連携といたしますか、市全体としての災害時の食料なり、物品の配置というところを考えながら進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） なければ、私から。

先ほどの数字のところ、夜間の受入れとか救急の、これを他の病院との比較もしたいと思いますので、他の病院の状況も教えていただけると助かります。

もう一点、病院施設整備補助金についての報告なんです、進捗状況なんです、これ薬師寺慈恵病院とはまだ何も進展がなく、こちらからも何もアプローチもしていない、そういった、全く今動いてない状態ということでよろしいですか。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 他の病院の状況、1点目につきましては、今から調べるところで。

あと、2点目の薬師寺慈恵病院の進捗でございますが、これまで薬師寺慈恵病院と5回協議のほうをいたしているところでございますが、現在、そろそろ交付申請に向けた手続とか、そういったところについてじっくりと協議をしていきたいということは先方にお伝えしているところでございまして、これからそういった事務を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 承知をいたしました。

それでは、他に質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項の5、2024そうじゃ吉備路マラソンについて、当局の報告を願います。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） それでは、14ページ、資料6を御覧ください。

報告事項(5)、2024そうじゃ吉備路マラソンについて報告させていただきます。

9月15日に開催されました第2回実行委員会で概要のほうで正式決定いたしました。

概要につきましては、日時が令和6年2月25日日曜日、種目等についてはフル、ハーフ、10km、5km、3km、1.5km、800mの7種目を復活し、定員が2万2,000人といたします。スタート時間につきましては、県立大学の入試を考慮しまして、通常より1時間遅い10時に最初の種目10kmがスタートとなります。

参加料につきましては、2023大会で値上げをしましてフル、ハーフ、10kmは据置き、10km以

下の種目につきましては、直前に中止になりました2020大会の2割増しの金額といたします。

続きまして、15ページを御覧ください。

前回大会からの主な変更点といたしまして、安心・安全な大会を目指しまして2点変更点がございます。

まず1点目、5km、3kmのコースの変更について、これまではこちらも終盤に狭い自転車道を通るコースとなっておりますが、今回、フィニッシュ地点を総社商工会館付近に設置します。これによりまして、5kmにつきましてはスタートからサンロード吉備路の南を折り返して帰ってくるコース、3kmについては杉生クリニック付近を折り返して帰ってくるコースとなりまして、道幅も広くなってランナーにも分かりやすいコースとなっております。

2点目、小学生が参加できる種目について、ランニングイベント、1.5km、800mのみに変更、につきましては、これまで3kmにも小学生が参加できていたんですが、スタート時に小学生が押したりぶつかったり転倒する事故がこれまで多くありました。岡山陸上競技協会からも、危ない、検討してほしいという話がございます、今回、小学生につきましては、競技性のないランニングイベントのほうに参加するよう変更したものでございます。

続きまして、参加しやすい大会を目指して、変更点が3点ございます。

まず1点目、ハーフマラソンの最終関門の廃止、制限時間の延長につきましては、2023大会におきまして、ハーフマラソンの制限時間でありまして、関門時間が厳しいというランナーの声がありまして、これについて岡山陸上競技協会とか警察とも協議し、変更いたしましたものでございます。

2点目、3kmの年齢区分につきましては、これまでの小・中学生のみ、子どもたちだけだったんですけど、これを中高生以上と変えることで、高校生や大人の方についても参加できる種目のほうに移行いたしました。

3点目といたしまして、ランニングイベントの800mにつきましては、車椅子の方も参加できる種目として実施いたします。

これらの変更によりまして、これまでよりいろんな方が参加しやすい大会になったのではないかと考えています。

最後に、今後の予定につきましては、11月1日から既にもうランナーの申込みを開始しております。11月24日には推進委員会、またボランティアの募集の締切りが12月11日となっております。ランナーにつきましては、募集締切りが郵便振替が12月31日、インターネットが1月8日となっております。その後、1月下旬に第3回の実行委員会を開催し、大会に向けて準備のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上で、報告を終わります。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 幾つかお聞かせください、すごく準備で今、大変なときだと思っております。

まず、駐車場のことに関してなんですけども、今回、車椅子の方も参加可能というふうになっていきますね。一応、駐車場が高梁川の河川敷グラウンドというふうになっているんですけど、こういうところ、車椅子の方ですとかいろんな事情がある方、その方というのは近くに止めたりすることができるのかということと、駐車場も、今回は子ども連れも多いと思うんで、車で来る方もかなり多くなると思うんです。この河川敷のグラウンドの駐車場で、コロナ禍前の状況と同じようになると思うんですけども、混雑ですとか警備の状況とかというのがしっかりできるか、その2点をお聞かせください。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 山名副委員長の御質問でございます。

まず最初に、車椅子等のランナーに対する駐車場の配慮についてでございますが、事前に申込みの段階で車椅子を使用するかどうか、チェックがございます。それによりまして、どのランナーの方が対象か把握できますので、その方についてはスポーツセンター周辺の一番近い駐車場のほうを用意させていただこうと考えております。

もう一点、ランナーの数が增多ることによります駐車場の件なんですけども、今回は人数も大変多くなりますので、河川敷の駐車場を使用することが必要となってまいります。おっしゃるとおり、混雑でありますとかスムーズな運営については、これからバスの運行会社でありますとか警察のほうとよく協議して、安心・安全な大会にするために十分な準備を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） ありがとうございます。

駐車場の件のことなんですけども、今、近くに止められるのは車椅子の方だけというような感じだったんですけども、そうじゃなくて、いろんな事情のある方、車椅子ではないんですけど、足の悪い方ですとか、いろんな障がいを持っている方もいらっしゃると思うんです。そういう方たちも皆さんそこにする。これはもう車椅子の方だけというふうなくくりでいくのか、申込みの時点でそういう事情がある方について、この方はここに止めてくださいという形でいくのかというのを、どちらをやっていきますか。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 山名委員の再度の御質問でございます。

申込み時点では車椅子のチェックしかございませんので、事前にこちらのほうが把握することは正直できないんです。ただ、電話等でそういった個別の問合せとかがあった場合には、状況に応じて対応することも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） これ、ランニングイベントなんですけども、これを見る限りでは小学生、それから今の、障がいを持たれている方々の参加を予定しているようではあります、これ、障がい者に対する参加料の割引がありませんかということと、それからもう一つ、800mを走られる小学生並びに車椅子の方々に対して、この800円はちょっと高いんじゃないかなと思いますけど、そこら辺の事情をお知らせいただければと思います。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 仁熊委員の御質問でございます。

障がい者の方等に対する割引のことについてでございますが、申し訳ございません、参加料については、割引のことは考えておりません。

もう一点、800mに参加される、そういった方についての参加料について、今回、正直値上げのほうはさせていただいておりますが、前回までが700円であったことに対しまして、今回、物価上昇等を加味しまして、2割程度上げさせてもらって800円としておりますので、それについては、事務局としましては妥当な金額と考えております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 四つあるんですけど、最初二つ、まず言います。

今回からコロナ禍の前のマラソンに戻すということで募集されております。昨年実施された感染対策は今年はどうされるか、されないのか。

もう一つ、一部コースは変更するというお話がありましたんですけど、スタート時点も非常に混むんですけども、あの辺の改善は考えられてはいなかったかどうか、その二つをお願いします。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 村木委員の御質問でございます。

感染対策について、確かに2023大会につきましては、感染対策を講じて実施する大会でございました。今回につきましては、陸上競技会開催のガイダンス自体が今年5月15日に廃止されておりますので、今後については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の基本的感染対策の考え方について、内閣官房が通知しているものでございますが、これを基に実施することとなります。これによりますと、各事業者において対策を講じるかどうかは判断することができます。今のところは、現在、通常の生活でもありますように、アルコール消毒等の設置のみにすることと考えております。

それともう一点、スタート時の混雑について、今回は3kmについて、スタート時が混雑するからということで年齢要件を変更しましたが、これにつきましては、今回、スタッフ等の周知も徹底いたしまして、安全対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 次に、ボランティアの数なんですけども、昨年以上のボランティアの数が必要じゃないかと、そのように私は思うんですけども、ちなみにおかやまマラソンでは1万6,400人のランナーに対して6,000人以上のボランティアというのが公表されていると。昨年の吉備路マラソンを見ても、ボランティアが高齢化していて、非常にしんどい思いをされているという現状が一つあるんです。特に、場所によっては拘束時間が非常に長いわけです。朝から夕方まで丸々一日拘束してしまうということで、負担が増しているというふうに私は思うんですけども、その点の見通しはどうか。

それと、これはコロナ禍前なんですけども、よく私は言われたんですけども、ランナーを集めるために、市の部長クラスの方が関係団体に参加してくれということをお願いをかけていると。そこまでしてランナーを集める必要があるのかということをお私強く言われたことがありまして、気になるのがコロナ禍前に戻すということで、先ほどのボランティアの数との兼ね合いもあるんですけども、もう無理やり関係団体に頼み込んで、それでランナーを募るということは、市にとってプラスになっているように思わないんですけども、決してそのようなことがないように徹底をしていただきたいと、これは私の個人的な意見ですけども、その二つについてどうでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 村木委員からの御質問でございます。

まず最初に、ボランティアにつきましてでございますが、この2月の議会でも一般質問でございましたように、ボランティアの考え方については、考え方を見直すということと事務局も思っております。今実際に、総社市と包括連携協定を結んでいる大学とか企業のほうと話をいたしまして、そちらのほうに、それぞれメリットがあるような形でボランティアとして参加できないかという話を持ちかけておりまして、幾つかの団体のほうから声もいただいておりますので、新しい取組としてそういうこともしております。おっしゃるとおり、高齢化も進んでおりますので、場所によっては長時間になることもございますので、例えば半日交代できるとか、そういったことも各団体と話をしながら、ボランティアの派遣については努めているところでございます。

もう一点、ランナーの募集につきまして、各企業のほうに動員といいますか、PRもしていつているという状況でございますが、これにつきましては、ある程度ランナーも集まらないと大会が成立しないということもございますので、それだけではなくて、事務局のほうでも例えばJRの駅でティッシュを配ったりとか、あとイオン倉敷店で募集要項を配ったりとか、そういったPRもしておりますので、様々な工夫を凝らしながらランナー募集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 再度、確認なんですけども、吉備路マラソンをやるから一般的にランナー

に来てくださいというのは、これはありなんですよ。私が言っているのはそうじゃなくて、市の役職の方が事前に関係団体に出向いて行って、ランナーを何人出してくださいというような、言葉は悪いかも分かりませんが、そういうノルマをかけているような感じを私は受けたので、そういうランナーの募集の仕方はいかがなものかと、これを申し上げたいんですけども、これは政策監か副市長に答弁してもらったほうがいいですか。どうでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、押しつけになってはいけないところはあるんですけども、この吉備路マラソンは我々総社市全体でやっていこうということで、部長同士でも話をさせていただいております。その中で、押しつけというのはどうかとは思んですけども、各企業とか各自治体とかには部長が行きまして、セールスをしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 言われているほうがそういうふうに感じているということが問題なわけです。そこをきちんと把握していただきたい。

終わります。答弁は要りません。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 村木委員が先ほど言われたように、ボランティアの考え方なんですけど、委員長も2月にボランティアが押しつけになっては嫌だよというんで、なんだけど、今言うように、包括連携協定を結んでいる大学や何やかんやにお願いをしての団体に、じゃ、その団体の人が、でも、今までも同じですよ。いろんな団体にボランティアを、おたく何名出してください。そちらのおたくは何名出してくださいよという成り立ちで、それで組織から、上から言われて、町内会であったり、何々であったり、それが嫌々だけどやっているのが問題だってなっているのに、団体をお願いをして、じゃ、ほんならその団体の人も嫌だって断れないじゃないですかということが問題であって、今、例年、ボランティアさんを各団体をお願いをしている、そこ以外から集めますよ。でも、その人が嫌ですよってなったら、結局改善できていないじゃないですか。今、例年やっている組織のボランティア、お願いしているところの負担は減るかもしれないけど、じゃ、ほかのところの団体が嫌だ。いや、団体は受けます。だけど、その団体にいる各個人が嫌なんだけどな。でも、言うから、うちの団体に何人、今言ったような包括連携しているいろんな組織や団体をお願いしているところの職員や構成員が嫌なんだけどなったら、何の問題の改善にもなっていない。ただ、例年どおりの団体の負担が減るだけで、そこが問題だって、ずっと言われているんじゃないですかね。だけど、そのことが全然今改善されていないように僕は今聞いていて思ったんですけど、いかがですか。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 萱野委員の御質問でございます。

ボランティアの在り方についてでございます。

すみません。説明が悪かったかもしれませんが、先ほど言った包括連携の大学とか企業につきましても、こちらにもボランティアをお願いするだけではなくて、向こうにもメリットがあるような形でお願いを今させてもらっております。それが、例えばまとまった場所に配置することで、そろいのブルゾンを着て、自分たちもこれに参加していますよということでPRすることができたりでありますとか、実際ランナーに触れ合うことができたりとか、そういったことで向こうの方も、去年の方にも企業のほうには給水とかで参加していただきましたけど、実際、参加してみたら、しんどかったけど参加してよかった。また、来年も来たいという話が正直ございました。なので、お願いするだけではなくて、あくまでその団体にもメリットがあるような形で今話を持って行ってございまして、それで向こうの方がそれならやりたいということで話に乗ってきてもらっている、そういう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 分かりました。

じゃ、そういうメリットのある団体だけをお願いしてくださいということで、じゃ、そのメリットというと、消防団のほうにも例年お願いしていて、昨年度は消防団は出してくださいよと。消防団員報酬として出されていますよね。そういうふうなメリットもなるんですか。消防団のほうにも今回もお願いして、消防団員報酬から吉備路マラソンの警備としてお金を出す。これも一つのメリット。そういうふうな形になってくるんでしょうか。そういうふうな認識でよろしいですか。

○委員長（溝手宣良君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 萱野委員の御質問にお答えいたします。

おっしゃられているように、ボランティアはいろいろな在り方があると思います。今、スポーツ振興課長が説明しましたように、私も大学、企業、他団体、回らせてもらっております。その中で、例えば1個例を言いましたけれども、今、例えば企業ですと運動会がないんだという企業。運動会の代わりにこの吉備路マラソンに参加することによって、企業として団結ができると。それをみんなランナーと触れ合い、だから今年もやるんだというありがたい言葉をいただいております。

また一方で、消防団の話も出ましたけど、各団体へ行くと、これって上から言われるから、何人出せというんだったらそれはちょっと強制的じゃないですかという話を聞きます。なので、今度、推進委員会もございますけれども、その推進委員会に入っているメンバーのところにも、我々一つ一つ足を運んでお話を聞いております。中には、何人というのをはっきり言ってくれたほうがみんなと一緒に頑張りがやすいというところにはもちろんそれはお示ししますし、何人言われると困ると言われたらそうですよねという話もしております。また、去年の実績を教えてくださいという

ころもありますので、今、全部まとめてボランティアと言われたら苦しいんですけども、本当に各団体には足を運んで話をさせてもらっておりますので、御協力どうぞよろしくお願いしますということをお言っております。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） ボランティアの話の中なんですけども、もちろん純粋にやりたい人がいます。もう、この吉備路マラソンのためにやりたいんだよという人がいます。そういうふうには、お互いにウィン・ウインの関係になりましょうというところ、言われているからやっているところだということ、いろんな種類の人たちがあると思うんです。もちろん、その方たちがいないと成り立たない部分もあると思うんです。人をここに入れなきゃ駄目だと。

先ほどの話にもありましたけど、何か遠いところにいる、ずっとぼつんと一人で立っていて、時折ランナーがちょこちょこっとならぬ場所。そこに、じゃ、人が要するのかと言われた場合、別にそれはもうコーンでも何でも、案内板だけでいいですよという、今、そっちの吉備路マラソンの実行委員会側として、どれだけの人数が必要であって、最低これだけが要るんだというような、基準みたいなものもそちらに目標値としてあるんだとしたらそれはいいんです。それを下回ったり上回ったりするのであれば、そういう運営のやり方、スタッフがいなくてもできるようなやり方とか、人が必ず必要などころだけはここをお願いします。ただ、そこは企業の方は、絶対人が通るんで、ここはもう企業にとってはすごくPRになりますよ。僕も見えていたら、いろんなジャンパーを着て、自分たちの会社の幕を持ってPRしている方もいらっしゃるんで、そういう意味ではなると思うんですけど、そういった人があまり通らないような場所とか、そういうところは、別のやり方をするというようなことも考えて、ボランティアの数を減らすだったりというのを考えていただきたいというのがあるんですけども、質問としては、ちゃんとした基準、人数としての基準があるのかということ、それを上回ったり、下回ったりしたときの柔軟な対応というのを考えていますかという点なんですけど。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（倉本伸一君） 山名副委員長の御質問に答えます。

ボランティアの人数についてでございますが、今回、沿道警備につきましては、これについては警察との協議で必ずある程度の人数的には配置しておかないと警備計画が承認されませんので、例えば実際、去年運営しまして、警備会社、警察との協議の中で、ここについては人じゃなくてもいいかもしれないという話があれば、当然、そこについては改善していきたいと思っております。どうしても、ランナーの通りが少ないところについても、配置をお願いしているところもありますので、それについては毎回毎回、前回の状況を見ながら改善のほう、検討していきたいと思っております。

全体の人数についてでございますが、最低ラインというのをこちらも持っておりますので、当

然、当日欠席される方もおりますので、それについては多少余裕を持った配置のほうはさせていただいておりますが、足りないとは大会運営はできませんので、ボランティアの募集についてもしっかりPRのほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

健康医療課長、準備できましたか。

○健康医療課長（白神 洋君） はい。

○委員長（溝手宣良君） では、先ほどの御答弁になります。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 先ほどの2次救急の夜間及びウオークインの実施状況についてでございますが、まず長野病院でございます。8月の夜間救急でございますが、こちらは11件ございました。また、9月が10件、あと10月が3件でございます。こちら、夜間というのが18時から朝の8時までの期間で取っております。あと、ウオークインでございますが、ウオークインが8月が23、9月が22、また10月が18件ございました。

続きまして、森下病院でございますが、森下病院も同様の時間で御報告のほうをいたしますと、8月が13件、9月が10件、10月が6件、これが夜間救急でございます。また、ウオークインでございますが、8月が7件、9月が22件、あと10月が報告が出てきたんですが、数量に少し誤りがあるのではないかとということで、今、病院のほうに問い合わせしているところでございますので、こちらのほうは今回お伝えできないところでございます。

続きまして、薬師寺慈恵病院でございます。薬師寺慈恵病院の夜間救急は、8月が59件、9月が44件、10月が42件でございます。また、ウオークインでございますが、8月が17件、9月が37件、あと10月が10件ございました。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） ありがとうございます。

この際、説明員の入替えのため、しばらく休憩いたします。約10分間休憩とし、再開を11時といたします。しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時59分

○委員長（溝手宣良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、調査事項の1、小・中学校の不登校対応についての調査に入ります。

では、当局の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） それでは、調査事項1、小・中学校の不登校対応について御説明いたします。

資料は1ページからとなります。

まず、一番上の表ですけれども、これは昨年度の小・中学校別の不登校出現率となっております。

その下のグラフについてですが、平成19年度以降の不登校の出現率の経年変化を小・中学校別に示したものとなっております、赤色が総社市の出現率となっております。

まず、不登校についてですが、不登校は年間30日以上欠席している長期欠席の中の分類の一つとなります。不登校として分類をされるのは、何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因や背景により登校していない状況です。例えば友人関係の問題、遊ぶためであったり、非行グループに入っているということ。無気力で何となく登校しない。登校したいけれども、身体の不調によるもの。漠然とした不安などがそれに当たります。長期欠席のうち、不登校として計上していないものもごございます。計上していないものとしては、病気であったり、保護者の考え方や無理解、無関心によるもの。コロナ感染への回避による欠席などがあります。それら全てを含む長期欠席についても、市としては課題として捉えております。

資料にはございませんが、令和4年度の長期欠席の出現率をお伝えいたしますと、小学校においては、全国が3.17%、岡山県が3.73%、総社市が2.94%となっております。中学校ですけれども、全国が8.13%、岡山県が8.90%、総社市が10.96%となっております。特に、中学校では、令和2年度から国や全国を上回る状況となっております。教育委員会としては、不登校の出現率だけでなく、先ほどお伝えいたしました長期欠席についても課題として捉えており、ICTの活用も含め、子どもたちが学校とつながる手だてを進めていきたいと考えております。

2ページには、現在の主な不登校対策についてお示ししております。平成28年度に公布された教育機会確保法の内容を受けて、特に最近では自分のクラス以外の学びの場の整備が求められております。総社市においては、学校外には一番上に示しております教育支援センターを、また校内には上から五つ目、六つ目にあるように、別室での支援を行っております。校内の別室は主に県費の事業となっておりますが、特にこころの居場所プロジェクトは市費の支援員を配置して対応しております。ここには明記をしておりますが、総社市では議員の皆様の御理解の下、平成14年度から別室指導の充実を図るための市費の講師、また校内の教育相談の充実を図るための市費の講師を配置し、市独自の支援を長年にわたり行っております。

2ページにお示ししております現在の取組に加え、今後はICTを活用した取組の充実を図ってまいります。具体的には、家庭と学校、また教育支援センターと学校をつなぐことを進めてまいります。特に学校と家庭をつないでICTを活用した場合の出席扱いについては、3ページから4ページにお示ししております、この七つの要件全てを満たすことが求められております。ただ、こ

の七つ全てを満たすことはなかなか難しく、現時点で、市内でこのICTを活用して出席扱いとしたケースはございません。この七つの要件について、総社市として柔軟に解釈し、対応することを今、県教委と協議をしております。4ページの3の(1)にあるように、不登校の助長につながってはいけませんが、学校と子どもがつながることで社会的自立につながるよう、子どもたちを支援できればと考えております。

説明は以上です。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ありがとうございます。

不登校と併せて非行の問題があると思うんです。それで、ここに書いてある不登校の児童生徒数の出現率からいうと、今おっしゃられたとおり、30日以上長期欠席に至ると、総社市の場合、中学生で10.数%ということで、非常に高い数字になっております。この中で考えられるのは、非行の数も増えているんじゃないかと思いますが、その辺の数は把握されていますか。例えば児童相談所に相談した件数が何件であるとか、警察沙汰になった件数が何件あるとか、中学校別に分かれば教えていただきたいと思っておりますけども。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

非行ということで、具体的な件数を今持ち合わせていないんですが、暴力行為の件数については、1,000人当たりの発生件数というものが示されていますが、小学校においては令和元年を境に減少をずっと続けている状況です。

具体的な数字については、公表していいですか、これ。

○委員長（溝手宣良君） ご無理であれば、なしでも。

○学校教育課長（在間恭子君）（続） 大丈夫ですか。

1,000人当たりの発生件数を見ると、全国が9.9です。岡山県が5.1、総社市が0.25、これが昨年度の暴力行為の小学校の件数になります。中学校の暴力行為の件数ですが、全国が9.2、岡山県が8.5、総社市が1.01という状況です。中学校については、資料がある平成22年からずっと国や県を下回っている、そういった状況が続いております。小学校も、平成22年のときには全国と同じだったんですが、それ以降はずっと国や県よりも低い水準を保っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 私より申し上げます。

不登校についてのことなので、あまり逸脱しないようにお願いいたします。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） 委員長が言われたように、不登校の問題なんですけども、これ不登校が要

は非行を引き起こしている、もしくは非行から不登校になるということが考えられるので、そういう質問をさせていただきました。

今伺ったところによると、中学生で1,000人当たり1.01ということは、少ないのか多いのかは疑問なところなんですけども、これによって、要は騒音であるとか、それから窃盗であるとかという部分で困られている方々がいらっしゃるということも事実なんで、しっかりと把握していった上で不登校の問題に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） まず、お伺いしたいんですけども、今回、不登校のことなんですけど、別にどこの学校にというのを公表していただかなくても大丈夫なんですけど、答弁の中で。今、そちらの教育委員会の担当課としても、どの学校にどのぐらいの子が不登校であって、その子たちがそれぞれどういう理由で不登校になっているのか。今、仁熊委員も言われた、それは非行でなのか、ただただ学校に行きたくない人なのか、先ほど言われた不登校の経緯の中のその中へ当てはまる、それを理由が分かっているのかということと、その子たちがどうしてそういうふうになったかという原因調査というところをどこまで踏み込んでされているのかということをお伺いしたいです。

そこと、併せて不登校の定義の部分でもあるんですが、今、保健室登校とか別室登校をされている子がいると思うんです。その子たちというのはこの不登校の中にカウントしてあるのか。先ほど言われた年30日、これが長期になると、1日だけ行って1日来てとか、その後10日休んで1日来てとかになると、これが不登校という定義にならずに、たしか定義では合計で30日だったような気がするんですけども、総社もこういう合計30日でいっているのか、それとも途中で来たらもうその子は不登校じゃないよというような認識でいるのか、その点を確認させてください。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、各校の把握についてですが、毎月、報告を学校から提出をしてもらっていますので、各校の誰がという名前も把握しております。その子の昨年度の欠席状況も把握をしております。毎月の欠席数も把握をしているので、2学期明けた9月が多いかなとか、疲れてきた11月が多いかなとか、逆に1学期は来れていた子が、急に2学期からこの子は来れていないんだなというような把握もしておりますし、その子が外部機関のどこと、医療機関であったり、そういったところとつながっているか、そういう把握もしております。また、不登校の子どもについては、その要因についても必ず分類をしております。担任1人の見立てではなく、いろんな会のネーミングはあるんですけども、校内のメンバーで集まって要因のことについても分類をしております。また、その要因についての集計をしたデータ、市としてのものも、こちらも把握をしております。昨年度で言えば、主な原因は、総社市でいえば無気力であったり、不安というものが不登校の主な原因で、6割を超

えている状況です。そのあとは全て1割を切るんですけども、入学とか進級時の不適應であったり、親子の関わり方であったり、そのあたりの割合が少し高くなっています。

別室登校、保健室登校した場合、出席扱いになっているかということなんですが、これは学校へ来ることができておりますので、出席扱いということではしております。

以上です。

すみません。合計が30日です。連続して30日ではないので、そういうふうに把握をしております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 副委員長。

○委員（山名正晃君） 分かりました。ありがとうございます。

今、その理由をお聞きしたときには、無気力とか不安という部分が6割いつているんだということで、今回この調査をしたときにも、その後、実際に不登校のお子さんがいらっしゃる保護者の方にも話を数名お伺いをしていろいろ聞いたら、いじめというよりかはどちらかというと不安、むしろ学校そのものを見たくないという人もいまして、見るともう震えが来たり、吐き気が来たりというような、そういう人もいました。その方々の話を聞いていると、学びは止めたくないんだというところがあったんです。それで、今回聞かせていただいた中にも、ICTを使ってやっていくという話、これは僕も一般質問させていただいて、教育長もそのように進めていきたいんだというのがありました。それから、なかなか前に進んでいない状況があるというところもあって、今担当課、教育委員会のほうでも、そういうICTでやってもらいたいんだという保護者の要望、それは、学校に出てきているという要望というのは把握はされていますか。その実施状況というか、何が難しくてどういうふうなのが壁になっているのかというのを把握されていますか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、学びを止めないということで、ICTを使って学校と家庭をつないでほしいという声は確かにございます。ただ、どの学校で何件とか、トータルで何件という把握はできていない実情があります。これまでも幾つかの学校では、不登校の子どもにICTを使って、学校とつないで授業の様子を配信したりしております。画面上を子どもも見ますので、なかなか毎日であったり、長い時間というのは難しい状況があります。

幾つか実施した学校の話を知ると、効果は様々です。全てがプラスにばかりになっていないというのは、正直、これはこちらも驚きだったんですが、例えばオンラインが嫌なので、それがもうプレッシャーになってしまう。きっとおうちの方の思いと子どもの思いが違うので、そこは丁寧に子どもの思いも聞きながらやっていかないといけないというのは、こちらも思っております。一方で、オンラインでつながることができたのをきっかけに、別室に登校できるようになったという、そういった好事例もあります。なかなか学校と家庭をつなぐことが進んでいないというお話が先ほ

どありました。家庭への端末の持ち帰り、これは不登校の子どもに限らず、全ての小学校3年生以上の子が今年度の7月から始めております。そういった中で、家と学校をつなぐ機会というのがぐんと増えたのはありますが、不登校の子どもに対して個別に1対1で授業をするということは、なかなか難しい面が正直あります。授業の様子を流しているだけという、そんな状況もあるので、そのあたりは今後も工夫をしていかないといけないなと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） ありがとうございます。

授業の様子をオンラインで流すというのは、僕もお話を聞いた保護者の方から、話は聞いたんです、そういう方法をやっているというのは。その子はそれが合ったのか、そこから行けるようになりましたということだったんで、それは成功事例だったのかなと思って、それは子どもそれぞれによって全然特性が違ったりしますので、親がそうしたいと思っても、それはもう子どもはそうじゃないというところもあるんで、担任の先生であったり保護者で、もちろん一番の中心は子ども、児童生徒ですので、その子たちが合わなければ意味がないとは思っています。

先ほど言われたオンラインにどれだけの希望が上がってきているかというのは分からないというのが、話を聞いている中で、先生のほうでそれはもう苦い顔をされると。ものすごく渋い顔をされて、いや、ちょっともう、最悪来なくなってしまうこともあるかもしれないんで、それはやりたくないというようなニュアンスで取られるということもあって、そこから先に、そもそもの話、立てないというところの話も聞きました。

ですので、そういう成功事例があって、それがその子に合うかどうかは分かりません。ですが、そうやってできていることがあったといたら、それを共有していくべきだと思うんです。そこを共有していくというのはどうですかということと、あと教育委員会としては、学校に来てもらうということを最終目標とするのか、それとも学校ではなくて、また別のところであったりですか、学校には来なくてもそうやって学びを続けていくことで、その児童生徒の学びを確保していくんだというほうにいくのか、そのところの考えをお聞きしたいです。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、ICTを使ってという話を保護者が学校にしたときに、学校が前向きな対応ができていないというお話を伺いましたので、そのことにつきましては、また校長のほうにも話を伝えて、話を保護者として、その子にとってどういう取組が必要なのかを、まずは話をするように伝えていきたいと思っております。

学校ではない場所での学びについてです。今、学校以外の多様な学びの場をきちっと認めるようにということが国のほうからも言われております。我々教育委員会としては、何が一番大切かと考えたときに、子どもたちが社会的自立を目指すこと。そのためにその子どもにとって学校へ来るこ

とが必要なのか。例えばフリースクールなのか、いろいろあると思うんですが、教育委員会としては学校で集団の中でいろいろな経験をしながら学んでもらいたいと思っています。ただ、もちろんその子がふれあい教室に行ったり、フリースクールに行ったりすることを否定するものではありません。全く人とつながれなかった子がオンラインでつながるといのは大きな一歩だと思いますので、そういったことも認めながらも、教育委員会としては、やはり学校へ少しでも向いてほしいなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） 不登校対策で、総社市の教育支援センターからこころの居場所プロジェクトまで、一応人員の配置が記されています。この中で、要は、人員の配置はしっかり行っていると思うんですけども、これらの利用実績が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

まず、ふれあい教室ですが、今年度、現在正式に入室している子どもが8名おります。体験で入室をしている、今後の正式な入室をまだ検討している子どもが16名、今現在おります。2学期になって少し増えてきたかなという印象を持っております。

それから、別室の利用状況についてですけれども、それぞれの学校で何名の子どもがというところが、すみません、こちらで把握が十分にはできていません。申し訳ございません。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 何点かお尋ねいたします。

この資料1を見てみると、総社市の不登校児童出現率というのは、令和4年ですか、急激に減っているという数字が上がってきています。全国的に見てみますと、2022年では29万9,000人が不登校になっているんです、小・中学生。前年度から22.1%増えていると。割合とすると30人に1人、3.2%が不登校だと。こういうようなデータが上がってきているという中で、この数字が上がってきているわけなんですけれども、なぜ、じゃ令和4年でこれだけ、総社市だけ全国、岡山県が上がっているのに減っているか。この表を見てみると、だれもが行きたくなる学校ですか、これが取組がされて10年以上経過されて、その結果が出たようなふうにも見えますけれども、まず減った要因をどのように考えられているか、お尋ねします。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

要因については、明確にこれというふうには、正直、なかなか決められない部分があるんですけども、先ほど委員おっしゃられた、だれもが行きたくなる学校づくりの取組は大きいかと思っています。

例えば、今の中学校3年生は、小学校の頃からこのだれもが行きたくなる学校づくりの取組をしております。グループで話し合い活動をしたりするときにも、男女関係なくすぐに話ができるグループをつくることができている、結構、視察に来られた方もそれに驚かされている状況もあります。このだれもが行きたくなる学校づくりを始めたのは、不登校になった後の対策をするのではなく、不登校の未然防止という観点でしておりますので、学校の中で支持的風土づくりを進めているということは大きいかと思えます。また、先ほどお伝えしました、早くから市で独自に講師を配置して、不登校になりかけの子どもにしっかり教員が関わることができる、そういった場を確保していることも大きいかと思っております。

それから、だれもが行きたくなる学校づくりにも関わりますが、教員の研修によって児童理解、生徒理解が進むような関わり、教員の資質向上、そういったことも関わっているかと考えております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） だれもが行きたくなる学校づくりというのは、もともと広島大学の教授を招聘しまして、教員の指導力の向上などに予算をかけてやってきたという経緯があると思えます。そして、共同学習といって、子ども同士が学び合ったり、その子のよいところを見つけ合うというようなことが取組だったと。その取組を始めたというふうに私は記憶しておりますが、それでよろしかったですか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

最初、スタートは広島大学の先生に来ていただいて、研修のほうをしてスタートをしておりました。今は、昨年度から我々自立をしていこうということで、市のほうで研修のプレゼンなどをつくり、各校での研修ができるようにして、大学の先生にはお願いをしないように、昨年度から研修の体制を少し変えております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 学校現場では、当初いろいろ大変だったというお話も伺いましたが、そういうことも乗り越えて、今、10年以上経過して、結果的には共同学習によって、不登校の未然防止にも効果が出てきたという認識をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

結局、総社市が不登校に対するメニューをいろいろつくっているんですけども、その中で去年の夏ぐらいですか、スタッフが足りないということを聞いております。特に、要はいろんなメニューがあるんですけども、そのスタッフの確保が非常に大変であると。なかなか現場が動いていかないということを聞いていますけども、そのあたり、1年を経過してどのように改善をされたか、その辺の答弁があればお願いしたいと思います。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

スタッフの確保についてですが、予算として講師の数であったり、支援員の数であったり、そういった予算の確保はさせていただいているんですが、人が配置できていないという状況は確かにございます。例えば、これは学校だけではなく、取組の一番上にもあるふれあい教室のスタッフについても、不足をしているという現状があります。限られた、足りない人数でいかに学校のニーズに応じていくかというところで、毎日こちらも苦慮しているという実態はございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） まさしくふれあい教室のスタッフが不足していると、指導体制がなかなか思うようにいっていないということを私自身は非常に思うわけでありまして。原因としては、指導員の給料があまりよくないと。高くないから、なかなか人材が集まらなないと。なかなか臨床心理士が思うように配置できていないと。臨床心理士の資格は、大学院の卒業をしていないと、これは資格として取れないということですから、なかなか人材が集まりにくいという中で、ある程度の給与ベースを持っておかないとそういうふうには人材が集まらなないと、そのように考えるんですけども、その辺、当局に何かお考えはありますか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） ふれあい教室のスタッフについてでございますが、給料といいますか、報酬が高い安い以前に、この資格を満たしている人がいない。これは大学とか、県の教育委員会とか全て当たっています。そういう中で、この資格を持っている人というのがなかなか得られないという状況で、給料を上げたから、じゃ、来てくれる人がいるのかというと、なかなかそれも難しい。これ、人員そのものが問題だと思いますので、今後とも県の教育委員会、それから大学と連携を継続して、情報をまずは収集するということが大事ななというふうに思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） なかなかこれは一筋縄ではいかない問題だと思いますが、これは最優先、重点課題だと思いますので、十分に御認識を深めていただいて、対策を取っていただきたいとお願いしたいと思います。

質問を終わります。

○委員長（溝手宣良君） 答弁はいい。

○委員（村木理英君）（続） 答弁は要りません。あるならお願いします。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） ありがとうございます。先ほども申しましたが、常に関係機関と連携をしっかりとって、人員の確保に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、先ほど不登校が減って、少ないということがだれもが行きたくなる学校づくりの効果かということがあったと思いますが、もともとこれは、始めたときの目的は不登校対策でありました。このだれもが行きたくなる学校づくりを始めた目的は不登校対策であります。その中で、不登校を防ぐためには、子どもに社会性を身につける。それから対人関係、そういうことも、これも社会性の一つではありますが、これを身につけるといってしていくことが大事だということを取り組んでまいりました。不登校だけじゃなくて、社会へ出て貢献できる人材を育成するということでございます。そういう中で、全ての教育活動で、例えば、週1回学級活動に取り組むんじゃなくて、全ての教育活動を通じてこの取組をしていくことからこういうふうになったというふうに認識しております。効果があつたのかということでありまして、だれもが行きたくなる学校づくりの効果と言えらると思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 不登校対策ということなんですけど、私もこういう御相談を受けるんですよ、副委員長も今御相談を受けてということで。それで、御相談を受けても、当事者じゃないので本当の気持ちが分からなくて、いやいや、いつかは学校に行くようになるからとか、学校だけが人生じゃないよとか、その程度といたらあれなんですけど、真剣に考えて当事者の皆様にもそういうふうにお答えをするんですけど、今言うように、不登校の生徒に対するケアなんかは、たくさんやられているというふうに私も感じました。

なんですけど、それ、不登校の子どもだけじゃなくて家庭の環境、親のケアなんかも必要かなというふうに思ってます。それでこれは当事者にならないと分からないことで、明日僕学校へ行くからと言って妻が弁当を作ります。作ったけれどもやっぱし行かないと言って、妻がキレる。ほんなら、妻でもいいですわ。キレるというか、何で、と言って。それで、ああ、今日は行くよと言ったのに、あれ、学校から電話が来て、息子さん来てないんですけどと聞かれると、またそれも親も情緒不安定になって、大変なつらい思いを親もするわけなんです。そういった意味でいうと、親の家庭環境もケアしていかないといけないなというふうに私は思って、そういうふうには、息子に何で行かないんだと言って、それでそのときにどうだこうだと言って、ちょっと時間がたつと言った本人、妻も私も自己嫌悪に陥るわけなんです、ああ、ちょっとまずかったな。だから、明日は頑張るよと言うんだけど、またそれの日々繰り返して、そういった意味でいうと、家庭に対してのケアもしていかないとこの問題って駄目だなと思っていて、家庭環境について、私にしてくれと言うわけじゃないんですけど、当事者として感じるところが多分にあつて、家庭に対して、親に対してのメンタル的なケアというのはどのようになっておりますか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 萱野委員の御質問にお答えいたします。

保護者の方のケアについてですが、確かに保護者の方もすごく悩まれております。例えば、カウンセリングを学校でカウンセラーが実施しておりますが、実人数で見ると、子どもの数と保護者の数はちょうど半々ぐらいになっております。子どもの不安もあるんですけども、保護者の方もそういった不安を抱えておられるということで、今後も、そういった保護者も対象にしたカウンセリングなども継続をしていきたいと思っております。そのためには、先ほど話にありましたふれあい教室のカウンセラーもきちっと配置をしていかないと、このニーズに応えることができませんので、こちらも人の配置については充実させていき、保護者のカウンセリングのほうにも時間と人を使っていきたいと思っております。

以上です。

すみません。保護者に関わって、親の会というのを毎月1回、休みの日に開催しております。子どものことで不安を抱えておられるおうちの方が来られて、講師も呼んで話をするような機会もありますので、もしかするとそういったことの周知がまだ足りていない部分もあるかもしれませんので、各校で保護者のほうへ情報提供などもしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 小野委員。

○委員（小野耕作君） 今、萱野委員のほうから家庭のお母さんのケアとか、そういう話があったんですが、これは、僕は一般質問で何回かさせていただいているスクールソーシャルワーカー、家庭に入っていける資格を持った、これは県費で行っていると思うんですが、19校に4人ということで、これは本当、1人当たりの担当の件数がものすごく多くて、そういう、今、萱野委員が言われたようなときに、対応してもまたすぐに担当が代わったりとか、せっかく関係ができたのになくなっちゃうとかということがもう多々ある事例の一つだと思いますので、これはもう市費でソーシャルワーカー、家庭に入っていけるのも検討していただけたらと。せっかく萱野委員が言われたので、僕も強く強く思っておりますので、その辺、御検討していただきたいと思います。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） スクールソーシャルワーカーにつきましては、これまでも一般質問等でも御質問いただいたところなんですけど、スクールソーシャルワーカーというのは、これは不登校に限ったわけじゃないんです、その事案がですね。いろんな事案に対して対応していただいているという状況でありますけど、今、教育委員会の考えとしては、この人数というか時数、総社市に何時間といういただいている時数、これについて、県に対して増やしていただくように、年々増やしていただいているんですけど、そういうことを継続していきたいと思っております。県費であるか、市費であるか。市費であったら何がいいのかということも考えながら、今、現時点では県費で時数を増やすことで対応していきたいというふうに思っています。

それから、保護者に対するケアというのは、これは家庭の中へ入る。また、家庭からこちらへ、学校のほうへ来ていただいてスクールカウンセラーのカウンセリングを受ける。そういうこともで

きるわけですので、スクールカウンセラーは家庭には入れないですけど、来ていただくということで対応するということはできますので、それを積極的にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 今、村木委員と萱野委員と小野委員とずっと話を聞いて思ったんですが、僕も相談を数名から受けたときに、一番がつんと来たというか、あったのが、先生に相談したときでしたと言うんです。子どもが不登校になったときというよりも、先生に相談したときに、そのときに、ああ、不登校になりましたか。なってしまいましたか。すごくその場の雰囲気というか、もう暗いというか、何かどん底のような、そんなような対応をされたというのがあったんです。親としても、自分の子どもが不登校になってしまったので、もちろんそれは心には結構重いものがあると思います。それをさらに相談したときに、もっとずっとされて、じゃ、もうここからどうしていきましょうかというような話とかではなく、どうやったら学校に行けますかねというような話がまず一発目に出てきたらしいんですよ。だから、もう、もともと学校に、先ほども学校に行くことが最終目標としてはもちろんあるという話がありましたし、もちろん学校そのものを否定するものでもないけども、学校そのものに行けないという子もいて、それは親が相談したときにそういう対応をされたというのがあったんです。

先ほど言ったように、だれもが行きたくなる学校づくり、これのことは、先ほど答弁の中で不登校を未然に防ぐための対策というふうにお聞きしていました。ですが、今はもう未然に防げないようなこともあつたりすると思います。もう、何の理由もなく突然行けなくなるということもありますので、ここは考えを変える必要はあるのかなと思っています。不登校を未然に防ぐもそうですけども、なった後のその子たちが、今度、その学校に行きたくなるような学校づくりという部分を、重きを置かなければならないのかなというふうにも考えます。

これ、ホームページとかにも載っているんですけど、令和2年度が最終の更新になっていて、その後、特に何か研修が行われていないように思うんですけども、これ予算書と決算書を見させていただいても、講師代は取っているんですけど、講師代が執行されていない状況もあつて、今、この令和3年度、令和4年度、令和5年度というのは、これ今、止まっている状況なんですよ。そのあたりを確認させてください。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、研修のことについてですが、ホームページが止まっているということで申し訳ないです。コロナ禍で実際行うことができなかったのが、令和3年度が主だと思います。ただ、令和4年度からは大分研修も復活しておりますので、昨年度から大学の講師の先生はもう呼ばずに自立した研修

を進めてはいますが、それぞれの学校であったり、県教委の指導主事に来てもらっての研修、総社市教育委員会の研修などは、昨年度から大分復活をしておりますので、そのあたりはまたホームページのほうも更新をしていきたいと思っております。

それから、不登校の未然防止の観点だけではなく、今のこの状況を考えると、不登校になった子どもたちへの対応もしっかり考えたほうがいいのではないかというお話です。確かにそれはあると思います。今、ある教員の話聞きながら、教員の保護者対応ですかね。不登校に特化しない幅広い保護者対応についても、教員も技量を上げていかないといけないと思いながら話をさせていただきました。特に、若手の教員も増えております。異動によって、だれもが行きたくなる学校づくりの理念などを知らない、初めての教員もたくさん来ております。そんな中、何年間か研修が十分にできていないことも一つの原因かと思っておりますので、そういったあたりも含めて、特に不登校になった子どもたちへの対応、そして保護者への対応についても考えていくことができるようにしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） ありがとうございます。研修が行われたということで、すみません、私の確認不足でした。申し訳ございません。

先ほど言われたように、なった後の対応というのも考えていかないといけないというところで、先ほど最初のほうでは話をしたんですが、ここではそうやって、オンラインでつないで、家庭と学校をつないでいるんだというのを、こちらはできないんだというようなことではなくて、それを親御さんからそういう、うちの子が不登校ぎみになってきましたとなったときに、こういう方法もありますよというようなことを幾らか示せるように、皆さんが画一的に、もちろん教員の方によっては仕事量が違ったりとかして、できるできないというところもあるかもしれないんですけど、根底としては児童生徒のためというところがありますので、いろんな選択肢を出せるようにというのが一つやっていただきたいなと思うところがあるんです。

あと、その中で今あるふれあい教室、先ほど人員のことも問題にありましたけども、このふれあい教室へも中学生の子が多いというふうにはお聞きしています。実際、見に行かせていただいて、今相談を受けている方々も中学生の子が多くて、小学生の子が入るのにちょっと入りにくいような雰囲気もあるということがあったんです。それが、ここは小学生、中学生、両方を受け入れるような場所ですので、中学生の子にとっても、小学生の子と一緒に触れ合うというか、そうやってコミュニケーションを取る。小学生の子も中学生の子とコミュニケーションを取ることが、トラブルもあるかもしれないんですけど、それは社会的なそういうコミュニケーションをしたりというところも大事だと思いますので、ふれあい教室のほう人が足りなくて今大変だという状況があるかもしれないんですけども、小学生の子、本来であれば小・中両方が行ける場所ではありますので、受入れ体制をもうちょっと考えていただきたいなということです。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

まず、不登校の子どもがICTを選択できる、そういった話を学校のほうから保護者へということについて、先ほどお伝えしましたように、ICTを活用したときに、出席扱いができる要件がかなり厳しいという状況もあって、今、ちょうど県教委と、解釈を柔軟にしていこうということで協議のほう、相談をさせていただいております。その後には、学校に対しても通知を发出して、今、学校は県からの通知を基に動いておりますので、市としての通知を出して取組の徹底も図っていきたいと思っております。

また、小学生のふれあい教室の利用についてですが、確かに数としては中学生よりも少ない数であります。ふれあい教室に行きにくい実態、どういったことがあるのかというあたりも、こちらでも確認もしていきながら、改善できる部分は改善をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はありませんか。

小野委員。

○委員（小野耕作君） ちょっと教えてください。

先ほど、教育長がスクールソーシャルワーカーの時間を県のほうに増やしてもらうように言っているということだったんですが、大体どれぐらいの時間があって、今どれぐらいの時間に増えているのか、その時間が分かれば教えてください。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 小野委員の御質問にお答えいたします。

今年度については1,035時間となっております。実はこれ、昨年度が1,090時間で、昨年度よりも減っているような状況なんですけど、実は、昨年度はスクールソーシャルワーカーの方の経験年数、そういったことで、補助の方をつけないといけないということで、昨年度は例年よりもかなり多い時間数になっております。ですので、その前の令和3年度については1,010時間でした。ですので、すごく多くというわけではないんですが、県のほうに時間数、多いものを要望していますので、来年度についても引き続き、これは要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、この際、私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

よろしいか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

では、この際、しばらく休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後0時57分

○委員長（溝手宣良君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の2、小規模特認校制度及び区域外就園について、当局の報告を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） それでは、報告事項2、小規模特認校制度及び区域外就園について御説明いたします。

資料は6ページからとなります。

まず、特認校制度とは、学校選択制の一つであり、令和6年度から小規模小学校、そして小規模幼稚園の一部についてこの制度を導入し、校区、園区は残しながらも、市内どこからでも就学を認めようとするものでございます。

目的については2を御覧ください。

小規模校・園のうち、特に市内西部地域の学校・園の子どもの数を確保すること。また、中規模、大規模校・園からの就学、就園により、市内各校・園間の平準化を図るとともに、人数が増えることによる教育・保育、また地域の活性化を図ること。自然環境や少人数であることを生かして特色ある学校・園づくりを進めることを目的としております。

実施校・園と各校・園の人数は、3にお示ししております。お示ししている学校・園以外にも、西部地域には新本小学校、新本幼稚園、山田幼稚園がありますが、これらは既に教育特区として学区、園区外からの就学、就園を可能としておりますので、このたび小規模特認校としての指定は行いません。秦幼稚園と神在幼稚園は、同時に早朝も含めた預かり保育を実施予定としております。また、久代幼稚園では現在の預かり保育に早朝預かりを加えた実施を予定しております。就学、就園の条件は、5にお示ししているとおりです。

6の卒業後の就学については6にあるとおりですが、例えば総社中央小学校区の子どもが秦小学校に就学をした場合、秦小学校卒業後の中学校は指定学校が総社西中学校ということになります。希望すれば総社中学校にも就学することができるようにいたします。

7ページ、8ページにつきましては、現在の市内の各校・園の人数をお示ししております。

7ページの学校について、上から順番に7番目の池田小学校が既に教育特区となっている学校。秦小学校、神在小学校、総社西小学校がこのたび小規模特認校とする学校。新本小学校、昭和小学校、維新小学校が既に教育特区となっている学校となります。中学校は、一番下の昭和中学校が教育特区です。

8ページの園につきましては、池田幼稚園が既に教育特区。このたび秦幼稚園、神在幼稚園、久代幼稚園が園区外の就園を認める園。そして、山田幼稚園と新本幼稚園、維新幼稚園は既に教育特

区をしている園となります。

9ページを御覧ください。

資料として、1学年が1学級以下の学校の今後の児童数の推移をお示ししております。幼稚園の人数の推移については、入園となる3歳児の子どものうち、何人が保育園に行き、何人が幼稚園に行くのかが明確ではありませんので、園についての推計はお示しすることができておりません。

お示ししております表のうち括弧の数字は、教育特区の小学校の学区外からの人数を内数でお示ししております。来年度、令和6年度以降の括弧の数字は、新たな学区外就学者の人数が現時点ではまだ不明ですので、6年生が卒業するとともに6年生の人数がどんどん減っていったという、そういった示し方になっております。ですので、例えば令和10年度の括弧の数字は、現在の1年生が6年生になったときの数字になっております。恐らく、毎年新たに学区外からの就学があると思いますので、推計はもう少し数が多くなっていくと思っております。

令和6年度から特認校とする秦小学校、神在小学校、総社西小学校の児童数については、今年度と比較して減少してまいります。小規模特認校制度の導入によって子どもの数を確保し、子どもたちの活動の充実と地域の活性化につなげていきたいと思っております。

説明は以上です。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 御説明ありがとうございました。

お伺いをしたいんですけども、今、特区をやっているところもあって、これは今現時点で、先ほどの説明にもありましたけど、もう既に学区外からも来れると。今回は、小規模特認校でこれを川西のほうですとか、それをやるということなんですが、これ、特区との違いというのはどういうふうな認識で考えますか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

特区と今回の特認校制度の違いなんですけど、まずは、特区というのは特別な教育課程を編成している学校ということで、英語特区ですので英語の実施をしているということ、そして英語の授業時間数も多いという、教育課程を変更しているのが特区ということになります。一方、特認校制度でこのたび指定しようとする学校は、特に教育課程、教科の変更であったり、授業数の変更は考えておりません。また、通学区域については、特区は市外からも受入れを行っておりますが、このたびの特認校制度、この制度は市内からということになっております。

違いについては以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 分かりました。特区と今回の小規模特認校の違いなんですけども、ここの

実施目的の中にも、特色ある学校園づくりを推進するというふうにあります。ここをどういうふう
に捉えていくのかというのが違うと思うんです。特区は特区で勉強で違うんだと、特認校は特認校
で特色ある学校園づくり、このところを実はもう来年度、令和6年度から始めることでもありま
すし、時間がない部分でもありますので、これは、そこの特認校で新しく始めていくのか、そこに
今あるものを使って伸ばしていくのかというのをどういうふうにお考えですか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

このたびの特認校制度を取り入れる学校についても、その学校を選んでもらえるように、特色を
立てていきたいと思っております。具体的な特色については、今まだ学校も検討している状況では
あるんですけれども、例えば体育を一生懸命頑張りたいであったりとか、きちんとつながりをしっ
かりにつくりながら学びの場を育てていきたい、そういった特色は出していこうと思っておま
す。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 先ほどのように、体育に力を入れていきたいというのは、カリキュラムを
どうするかであるんで違うんでしょうけども、特区との違いというのを明確に打ち出す必要性が
あるのかなというのも思います。

あと、通学、通園に関してなんですけれども、これは保護者の責任と負担において通学、通園す
るというのがここにも明記されています。基本的には、例えばですけども、山手のほうからこっち
に、神在小学校に行きたいんだってなった場合でも、車で送っていきなり方法になってしまうの
かというのがありますし、この下のほうにあります、中学校の話。中学校が、今度、そのまま総
社中学校に行くことになったら、中学校は基本的に自転車での登校だと思うんですけども、それは
山手からでも自転車で登校していくことになってしまうのか。今やっている昭和中学校とかでした
ら、駅から近いんで、電車という公共交通機関を使っていくことができると思うんです。ですが、
ここにある、今、対象の小学校、幼稚園というのは、近くに公共交通機関もすごく張り巡らされて
いるわけでもない場所ですので、このあたり、保護者の負担ですとか、そういうのをどう考えてい
るのかなというのをお聞かせいただけますか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、保護者の責任における通学、通園についてですが、保護者に車で送っていただくとか、中
学校になれば、あまり長い距離は子どもの負担があるんですが、自転車通学というのをしてもらえ
るように思っております。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 分かりました。

以前にも、スクールバスを出すという話があったと思います。園のほうでもあって、スクールバスを出したら向こうの方へ行きたいですかというようなことがあって、希望者がなくて話がなくなってしまったみたいなのもありましたけども、こういった、ここに本当に行かせたいという気持ちがある、そういう人数が少ないところへ、学校・園へ行かせたいというのがあるのであれば、そういう話もまた復活というか、出すべきではないかなと思うんですけども、そこら辺は、検討はどうですか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） スクールバスについては、2年前にこの文教福祉委員会でも御意見をいただいたところでありますが、今回はとにかく小規模の自然環境が豊かなところへの希望ということでこのような制度をつくって、平準化を図るという目的で今回考えております。将来的には、再度検討していかないといけない、通学ということに関しては考えていかないといけないことだとは思っておりますが、現在の特区でも池田小学校だとか、それから新本、山田、こういうところは交通の便があまりよくないという状況の中で、特区をして保護者に御負担をかけている状況もあるんですが、それでも一人一人の子どもにとっては適した教育が行われていると思っております。

そういうことで、まずは学区制を弾力化することによって、希望があつたら行けますよという制度をつくる。その後、いろいろ御意見をお聞きしながら検討していくということで、今回は考えております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 実施目的に幼児、児童数の確保と、こうあるんですけども、そろそろ保護者も就学先を検討しているという時期だと思います。この3小学校、3幼稚園に区域外から就学、就園する児童数の見込みというのはもう立っているのでしょうか、どうでしょうか、そこからお願いします。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

現時点では、見込みは正直立っていない状況です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） こうした取組を行うことに対する保護者への周知、これをどのようにお考えか、まずそこからお尋ねします。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

保護者への周知についてですが、「広報そうじゃ」の12月号に掲載することで、まずは周知を図りたいと思っております。また、小学校の新1年生の保護者に、就学通知を1月中旬に送付しますので、その中に指定学校変更の許可基準、一覧表を例年入れておりますが、この許可基準の中にこ

れを加えたものを送付をして、周知を図っていこうと思っております。「広報そうじゃ」を見ていただきますと、QRコードなどを用いて市のホームページにもそれを掲載する予定で、今準備を進めております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 先進事例を見ていますと、美濃加茂市というのがやっているんですけども、そののところを見てみますと、まず10月に申請書の受付を開始していると。10月、11月で就学時の健康診断を行い、そして10月から12月で学校教育委員会との面談をします。そして、翌年、来年、令和6年1月に小規模特認校入学可否の決定、入学先を通知すると。4月に入学と。こういうスケジュールをされているんですけども、結構、総社市の場合はタイトなスケジュールになると思いますが、その辺の問題点はないですか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、就学時の健診につきましては、ちょうど今、それをやっているところです。それは、もう市内の今度小学校1年生に入る子どもについて行っております。

他県での小規模特認校制度の内容を見てみますと、人数を決めていたりしています、学年によって人数を決めていたり。ですので、人数を超えたら抽選があったりとか、他県では多くのところがそういったことをしているかなと思っておりますが、総社市では特に締切を設けて抽選をするというふうには今思っておりませんので、このスケジュールで来年度からスタートできるかと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 最初のことなので、いろいろばたばたすると思えますけども、慎重に、丁寧に、早急にやっていただきたいと、このように思います。

そもそも小規模特認校に子どもを通わせる際のデメリットとして、クラス替えがないから何か問題があったときに逃げ場がなくなるとか、それから競争心が育たなくなるとか、保護者がPTA活動が大変で掃除しないといけないとか、いろんな問題があると思うんですけども、そういう問題を上回るメリット、何かそのようなものをお考えですか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

就学を検討するに当たっては、必ずその学校を見学に行ってください、学校の雰囲気もしっかり感じていただいた上で決めていただこうと思っております。これは、特区の学校についても必ず学校に見学に行ってもらうこと。そして、この距離を6年間通うことができる。そういったことも総合的に考えてくださいというふうにお願いしておりますので、きちっとそのあたりは伝えていき

たいと思っております。

また、不安を上回るメリットですが、全校の子どもの数が少ない小規模の学校でのきめ細やかな指導、そういったものが利点かなと思っております。また、地域とのつながりも多いところで、そういった意味で、子どもたちも多様な経験ができるのではないかと考えています。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 多様な経験を積めるとか、地域といろんなコンタクトが持てるとか、自然の環境が素晴らしいとか、いろんなことを言われているんだと、そのように認識するわけですけども、例えば神在幼稚園は現在休園中と。これは、園児1名でも開園するのかなのか。また、池田幼稚園は3歳児の入園がなければ園児がゼロになりますけども、これは休園となるのかなのか。その辺、何かお考えはありますか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

神在幼稚園と池田幼稚園の問題ですが、神在幼稚園については、これはこの制度、この前の前回の所管事務でもお話した預かり保育の拡大、そういうことで増やしていきたいと思いますが、1人の場合がどうなるかということですが、1人でも開園します。

それから、池田幼稚園の場合は、5歳児が3人、4歳児、3歳児はゼロという状況ですが、これについては随時情報を入れながら、今、確実なことは申し上げられませんが、継続していけるように努力しているところでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 特認校にするというメリットというお話をさっきいただいたんですけども、なぜこれ英語特区にしなくて特認校にしたのかということがきちんと説明されないといけないと思うんですよ。何となく私の印象では、特認校という制度があって、それを活用しますみたいな感じにしか受け取れない。なぜ英語特区にしなかったか、そこを答弁できますか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 村木委員の再度の御質問にお答えします。

特区制度というのは、これは申請して通って初めてできるわけでございます。それから、そのためには英語の人材、そういうことの確保も必要であります。特別な措置が必要ということになります。それと、市外、県外からも来れる制度であります。

今回の小規模特認校制度は市内ということで、市内の平準化ということも一つの大きな目的と考えておりますので、市内の中心部から行ってほしいという願いの下に、この制度を適用したいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はありませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 今、この対象小学校の中に神在小学校が入っているんですけど、神在小学校はコミュニティ・スクールをやるというのがたしか来年度からあったと思うんです。これ、このコミュニティ・スクールも学校評議員の運営協議会ですか、設置した学校で、これは特色としてやっていくのか。こういうことになってくると、なぜ神在小学校だけがコミュニティ・スクールで、秦小学校、総社西小学校のほうはコミュニティ・スクールではなくてという、この違いというのが私には分からないんですけども、そこのところというのはどう考えているのかということと、秦、総社西のことに関しては、コミュニティ・スクールはやっていくつもりはないのかということをお願いします。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

秦小学校、総社西小学校のコミュニティ・スクールは、来年度からではないんですが、やっていきます。5年後までには、市内全ての学校でこのコミュニティ・スクールを導入しようと思っております。まず、そのスタートとして、神在小学校をモデル校ということでの設立までの流れであるとか、そういったことを市内の学校に広めながら、5年後は100%の導入を目指しておりますので、秦小学校、総社西小学校につきましても早い時点で導入を考えております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項の3、放課後児童クラブの運営について、当局の報告を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 報告事項3、放課後児童クラブの運営について御説明いたします。

資料は5ページとなりますが、まずおわびです。

差し替えの資料を後で配付させていただいております。資料の中の数字に誤りがありました。また、数字だけではなく、表の中に斜線があるという補足が表の下に書いてあるんですが、斜線がない資料を配付してしまっていました。申し訳ございません。

数字については、赤字の部分、秦小学校の正木山児童クラブと新本小学校赤米の里児童クラブの子どもの数が間違っていました。申し訳ございません。また、縦向きの資料についてなんですが、これは実は8月の文教福祉委員会で配付をした資料です。このたびの数字と見比べていたときに、一番下の在籍児童数が正しくありませんでした。8月のときには698名という合計が、正しく計算

ができていなかったものをお配りしていたので、正しい数字のものをこのたび差し替えさせていただきます。度重なる訂正で申し訳ございません。

それでは、資料について説明をさせていただきます。

まず、在籍児童数についてです。これは、10月1日現在の数になっておりますので、前回の9月にお示ししたものが4月1日現在のものだったので、少し子どもの数が減っています。表の一番下の802名が今の在籍数です。4月以降48名、全体で減となったということで、欠席ローテーションを解消しているクラブもございます。

各クラブの利用料金については、表のとおりです。市としては、基準額として7,000円を示しておりますが、支援員の数であったり施設利用の子どもの数など、それぞれの放課後児童クラブの状況によって、各クラブで月額の利用料を定めております。

来年度の見込みにつきましては、申込期間の最終が2月上旬ということもあり、現時点でははっきりとした数字はお示しできないんですけども、ただ各クラブの利用者数については、新1年生のうち、毎年大体何割ぐらいの子どもが利用しているのかということに基づき算出しております。

今後、クラブの定員を上回る状況が続く、そういった可能性があるクラブについては、こちらでも把握しております。現時点で常盤小学校区、総社中央小学校区、総社東小学校区の放課後児童クラブについては、定員を超える利用者数が経年的に続くことが見込まれておりますので、施設の増設による定員数の増加を検討しております。令和6年度の予算として計上し、当初予算の審議の際に、改めて議員の皆様にご相談させていただければと思っております。

説明は以上です。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 先ほど、報告中であります、常盤小学校、総社中央小学校、総社東小学校のところなんですけど、今先ほど令和6年度の当初のほうで増築があったというんですが、これはこの3校の分に対してですか。それとも、このうちのどれか1校だけをやっていくのか、この3校全てでやっていくのか、どちらを検討されて、今の答弁の中だったらどこかが分からなかったの、そこだけ。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

三つ同時に今検討しております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 私の確認では、欠席ローテーションを実施しているのは常盤小学校と総社

東小学校ということで考えているんですけど、今説明があったときに、欠席ローテーションを解消しているところもあるというお話がありましたが、それも含めて、増築するということに対して、欠席ローテーションを解消するというような意向があるのかどうなのか。もともと私の質問の趣旨は、欠席ローテーションの解消に向けてどんな手だてをするのかというような質問をしてたんですけど、その辺をお答えください。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

現在、欠席ローテーションをしているのは常盤小学校と総社東小学校です。常盤小学校については待機児童も出ているという、そういった状況になっています。

年度当初は、総社中央小学校区のマザー・ブース、そして阿曾小学校区の鬼の城児童クラブも欠席ローテーションをしていたんですけども、それが1学期までということで、今は総社中央小学校と阿曾小学校の欠席ローテーションのほうは解消しています。このたびの増設ということになれば、欠席ローテーションの解消もですし、待機児童のほうもなくなるというふうにはこちらは考えています。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 欠席ローテーションは決して良いことではないと思いますので、その辺は十分お考えいただきたい。

山手小学校と清音小学校は、4年生以上の募集は、これはしていないんですか、それとも希望がないんですか。国の平成27年開始の子ども・子育て支援制度導入から、学童の対象はおおむね10歳未満から小学校に就学している児童に拡大しているというところがありますが、その辺でお考えはありませんか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

山手小学校と清音小学校、4、5、6年生については、今、募集をしておりません。3年生までの募集です。表のうち、斜線になっている場所、ここはもう受入を制限して、募集をしていないところになります。法が変わって6年生までの受入れをというふうになっておりますが、そこまで受入れが拡大できていないといった状況があります。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） これは制度上問題があるんじゃないかと思いますが、早急に手を打たなければいけないと、私はそういうふうに考えますが、何かそういうお考えはありますか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 村木委員の御質問にお答えします。

委員おっしゃるとおり、問題があります。本市としては、急激なニーズの拡大についていけないというのが実態であります。そういうことから、例えばこの4月から新築した総社小学校の放課後児童クラブもそうですが、これはこれまで3年生で、しかも欠席ローテーションをしていた。それを欠席ローテーションなしで4年生まで受入れができるようになったというふうには、先ほど三つの増築という話をしましたが、一遍にはなかなかこれは、全てが6年生までというのは急にはできないというところがございますので、こうやって少しずつ拡大をしていって、本来の姿に持っていきたいというふうには思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） これは指定管理者制度なんで、もともとの契約がそういうふうになっているんですけど、利用料金が施設によってばらばらになっていると。ばらばらになっていることについていろんな弊害があったりとか、これを是正して同一金額に持っていくとか、そういうふうにするべきだとか、そういうふうな議論はないですか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（在間恭子君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

こちらとしては、7,000円という基準額は示しているんですけども、それぞれの放課後児童クラブに事情がありますので、この金額に統一をとるというふうには、現時点では考えておりません。ただ、それぞれのクラブが、じゃ、ほかのクラブはどのぐらいの利用料なのだろうということの情報共有が必要ですので、この一覧のものを各クラブにも情報提供させていただいて、各クラブでも考えていただくというふうにしております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 施設、ハードの問題ですね。例えば、今、言われたような欠席ローテーションというのは、施設面でついていけないよということなんですよ。人がいないからとか、そういうことなんですよ。違いますか。施設のあれが足りないから、部屋が足りないから、そういうことでいいんですよ。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 萱野委員の御質問にお答えします。

まずは施設です。施設を大きくしたときに、じゃ、支援員の数が確保できるのかというのはそれからということになりますので、例えば先ほども例に出しましたが、総社小学校の新築ですが、拡大するというので、そこから募集を図って、何とか確保できたという状況であります。場所の問題と支援員の確保の問題、両方これはしていかないといけない課題でございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） そうですね。根本的には場所だということで、後で募集をかけてということで、常盤小学校も、それはもうあの校庭の中にプレハブ小屋が並んでいて、じゃ、校庭の中にまた埋めていくのかという問題もあって、となれば、生徒数もどんどん増えているのにプレハブ小屋が校庭の中に建つと、運動場を占める割合も教育上問題があるのかなというふうに思っていて、これ、空き教室の問題はどうなっていますか。これ、以前、文教福祉委員会、村木委員、深見委員、ここ3人たしかいたと思うんですけど、視察に行つて、当時中村部長も含めて文教福祉委員会で放課後児童クラブの空き教室の利用の状況を、どこだったか忘れた、東京のほうだったと思うんですけど、見に行つたのを記憶していて、これから今後、執行部の部長も行かれたので、もう進んでいくんだろうなというふうに僕はそのとき思ったし、終わった後も、中村部長だったと思います。中村部長でしたかね。中村部長だったと思うんですけど、服部部長かな。ほんなら服部部長だ。それで、取り組んでいきますよということと言われていたと思うんで、これが進むのだろうと思っていたんですけど、言ってみりゃ、防犯上の施設管理者は校長先生で、校長先生がうんと首を縦に振りにくいというか、振らないとって、そういう弊害もあって進まないんだって。でも、これを機に、積極的に取り組んでいってくれるような感じを受けたんですけど、これはどういうふうになっておりますでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 個別のことについては、私も理解していないところもあるんですが、全体的なことでは、空き教室を利用するというのは、行っているクラブも何クラブかあります。空き教室というよりも、例えば山手小学校の放課後児童クラブは、もともとそういう設定で造っています。それから、新本小学校は空き教室を使っている。そういうように、幾つかは空き教室を使っているわけですが、これは先ほど萱野委員のお話にもありましたが、セキュリティーの問題もあります。管理上の問題ですね。独立した部屋というか、校舎内であっても、そこにセキュリティーがかかっていない部屋であったら外から出入りできたり、入口が別であれば使えるわけですが、セキュリティーの問題は職員室で全部管理している。その部屋もかかっているということになると、職員室を開けないとコントロールできないという状況もあるんです。そうすると、土曜日や休みの日は活用できないとか、勤務時間を過ぎて、多くの学校では教頭先生が時間を過ぎて管理される場合もあるでしょうけど、これは我々から時間を過ぎて管理しなさいということを経るということはできませんので、そういうような管理上の問題というのは多分にあります。だから、できる学校とできない学校がどうしても出てくるというのが実情でございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 参考までに申し上げますが、岡山市の取組として、令和6年度に特別教室のタイムシェアというのをやっています。これは、図工教室とか、そういった専門の教室を使って

いないところに活用するというタイプのもので、積極的にこれを進めていると。さらに、岡山市の芳明小学校、中山小学校は専用施設の建設、また高島小学校、横井小学校は専用施設の設計の前倒し、これを令和6年度にやろうとしている。さらに、令和7年度に向けた対策として、西大寺小学校のように専用施設の建設、また高島小学校、横井小学校は専用施設の建設の前倒しと、いろんな策を講じて待機児童の解消に向けているという事例がありますので、ぜひ御参考にさせていただきたいと思います。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） ありがとうございます。そういう他市町村の例も参考にしながら、今後、待機児童の解消に向けて取り組んでまいりたいと思います。

校舎内の使える部屋、特にコンピュータールームが1人1台端末をやって、空いている学校もありますので、そういうところの活用も含めて、いろいろ参考にしながら考えていきたいと思えます。ありがとうございました。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 先ほど、視察へ行った件って、これ、誤解しないでほしいんですけど、個別の話のやり取りじゃなくて、その後の所管事務調査、それを行って、執行部がこういう席で検討しますというふうに、進めてまいりますと言ったんですよ。個別の話じゃないです、教育長、そちらから答弁をしっかりと、こういう場で設けて検討しますということに言っていますし、あと、今、村木委員も言われたように、僕が行ったところ、セキュリティーの問題も、今言うようにハード的な、施設の問題だけではなくて、どういうやり方だったか、記憶が定かではないんですけど、そこも多分そういった問題だったと思います。こういう学校で、学校の中の家庭科室を、特別教室を使ってやっているんだと。そこも同じ校舎の一体の中でやっていたはずなんですよ。もう、我々が見に行ったときに、階段を上って特別教室をとことことこと、今ここでやっているんですというふうにやっていたんで、校舎で一体の中の一部をやるような施策でやっていたので、その辺も村木委員が言われたように御検討を願えればと思います。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） ありがとうございます。

現在でも、例えば音楽室を活用するとか、特別教室を活用するということは行っています。ただ、放課後児童クラブというのは専用の施設、部屋、それが必要だということが条件になります。今使っている音楽室だとか、ほかの特別教室の活用というのは、専用の部屋が手狭だから別に活用している。そういう活用の仕方だったり、そこを専用の部屋にしているというわけではないということでございます。だから、特別教室の活用、図書室も含めて、そういうことは積極的に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 来年度に増築を考えている、増築になるのか、新築になるのかは分からないんですけども、今の、ここの中で斜線を引かれている、4、5、6年生のニーズですね。前にも聞かせていただいたことがあったと思います。そもそも使用していないので、ここに対してはニーズの調査も特にしていないというふうな回答がありました。今、常盤小学校とかでしたら、ここはもう、そもそも待機児童がいるんで、待機児童の解消のために増築をしていくんだということだと思えます。総社中央小学校とかに関してでしたら、80名に対して90名が入っていて、ローテーションは解消されますというようなんだったら、この10名、今、90名いるんで、90名が入るような施設を増築していくという考えなのか、それともそれを大きくして行って、4年、5年、6年生、総社小学校のように、4年生まで受入れをするようにどんどん拡大していくという考えでいるのか、そもそもこの4年、5年、6年生、総社小学校もそうなんですけど、5年生、6年生に対してにもなります。ここは、休みの日は、長期休暇は5人ずついるというようになっているんですけど、本来、平日でも本当は行きたいと思う人がいるんじゃないかなと思うんですけど、この辺のニーズのしっかり調査をしていただきたいと思っているんですけども、これに関してはお願いできないでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 山名副委員長の御質問にお答えします。

ニーズ調査ですが、実際の今調査、4年、5年、6年生についてはしていないわけですが、このあたり、調査をしたけど、実際には増築してもそこまでは入れないことは分かっている調査するというのはどうなのかなというふうに思っています。できるだけ、今の人数を収容できるだけのものにしていくのではなくて、それよりも、増築するとしたら拡大したものを増築していきたいというふうに考えておりますが、じゃ、6年生まで全部そこに収容できるかという、なかなかそこまでは難しいんじゃないか、現状では。クラブによっては難しいと思います。そういう中で全体、6年生まで含めた調査を行うというのは、今はできていないというか、現在のところはしないというふうに思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 分かりました。

でも、この数字を見ていくと、総社小学校なんかに関しては、定員が160名に対して今142名なんで18名ぐらい空きはあるわけです。余裕を持たせるというのはもちろんいいことだとは思いますが、こうなったら、じゃ、5年生、6年生というのって、受入れをできるような余裕というのがあると思うんで、ここを受入れをしていくというふうに考えていくのかということの方が気になる場所ではあるんです。それから、5年生、6年生で、じゃ、まず5年生から広げていきましようかというようなこと。ここで4年生から5年生になったらぱったり預けられなくなります。常盤小

学校とか、ほかのところもそうです。4年生になったらぱったり預けられなくなってしまうというのは、それはもう親からすれば仕事を辞めなければならなかったりというのが出てくると思いますので、ここら辺の、一つの総社小学校の5年生だったり6年生だったり、この余裕のあるところで調査をしていくという必要性があるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺でも難しいとお考えですか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） この総社小学校のひまわり児童クラブですが、160名定員で142名ということではあるんですが、実際には長期の休業中のみという子どもも別にいたりして、余裕はないんです。実際には、超えているというか、空きがある状態ではないという状況でございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項4、部活動の地域移行について、当局の報告を願います。

部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 報告事項4、部活動の地域移行について御説明いたします。

資料11ページを御覧ください。

まず、総社市が目指す地域移行の姿として、仲間と励まし合い高め合う子ども。自ら考え行動する子ども。諦めず挑戦する子どもを目指していける環境を整備することとしております。

続きまして、進め方、スケジュールでございます。

学校部活動の地域移行については、子ども一人一人が選択でき、生涯にわたって活動に親しむ環境をつくるとともに、教員の学校部活動等の指導に要する負担を軽減するため、段階的に進めてまいります。

資料2、学校部活動と総社市の目指す地域クラブ活動を示しております。

地域クラブ活動では、運営主体について、現在は部活動地域移行推進室となります。指導者は、外部指導者または希望する教員。経費負担につきましては、将来的には一部保護者負担も検討してまいります。活動日数、活動場所については、現状と変わることはありません。大会参加については、日本中学校体育連盟及び各種協会規定によるものとなります。

資料の、真ん中ほどに4段階とありますが、3段階となっています。修正のほうをお願いいたします。申し訳ありません。

説明会につきましては、第1段階として、少子化により継続が困難な総社中学校、昭和中学校の部活動について、合同部活動として実施してまいります。総社東中学校、総社西中学校について

は、各学校ごとに実施してまいります。

第2段階として、外部指導者の確保及び指導者の資質向上のための指導者研修を実施いたします。今年度は、青山学院大学陸上部、原晋監督が代表を務める一般社団法人アスリートキャリアセンターに委託し、9月9日、9月10日の2日間で実施いたしました。22名の方が受講されております。

最後に、第3段階として、要件が整った部活動から地域クラブへ移行してまいります。

資料12ページを御覧ください。

目指すべき令和8年度の姿については、国の改革推進期間の令和7年度末までに、休日について、総社市内4中学校の全ての部活動を地域クラブとして活動できるよう、目指してまいります。現在、バスケットボール部の欄に赤字で示しておりますSOWAバスケットボールクラブについては、要件が整いましたので、令和5年10月1日から、休日について、地域クラブ第1例目として活動しております。

13ページを御覧ください。

総社中学校・昭和中学校バスケットボール部の地域移行についてですが、指導者と打合せをしながら2回の保護者会を開催し、活動方針、規約を作成し、保護者に説明を行い、休日を地域クラブ活動として実施しております。下の図にありますように、休日の活動については、学校管理下の活動ではなく、指導者は平日と同じですが、保険につきましてはスポーツ安全保険に加入しております。

説明については以上となります。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 9月に22名の方が受講されたという、あったんですけども、その22名の方というのは、皆さん、外部指導者として希望されている方なのか、また最近報告の中でもなかったんですが、どれぐらいの方がもう希望されて、増えてきているのか。どの部活動を希望しているのかというのが分かれば教えていただきたいんですが。

○委員長（溝手宣良君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、22名の受講者の内訳ですが、外部指導者の方が6名、それからスポーツ団体の方が2名、それ以外が学校の教員となります。

それから、外部指導者については、問合せは徐々にございます。会って、面接をして、登録をしていただきまして、ニーズが合えばそちらのほうへ派遣していただくということにしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） ですので、今、現時点で外部指導者が何名登録があって、その方がどの競技というのがあるのであれば。

○委員長（溝手宣良君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 山名委員の再度の御質問にお答えいたします。

今、10名の方が実際に指導を行っていただいております。

資料の12ページを御覧ください。

まず、バスケットボール部、SOWAバスケットボールクラブで3名。総社西中学校ハンドボール部で1名。剣道部、総社西中学校で1名。総社中学校・昭和中学校吹奏楽部で1名。総社東中学校合唱部で1名。それから、総社中学校ですが、美術部で1名。それから、ソフトテニス部、総社中学校・昭和中学校で1名。陸上部で1名、こちらにつきましては、会社の都合がありまして、ボランティアのほうで参加していただいて、報酬なしとなっております。

（「どこなん、東か西か。」と呼ぶ者あり）

（「どっちかじゃ。」と呼ぶ者あり）

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君）（続） どっちもです。総社東中学校、総社西中学校の陸上部に指導していただいております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） ありがとうございます。

この表の中にそれを当てはめていくと、今、SOWAバスケットボールクラブで3名の方がついたので、ここはもう独立して運営をしていけるように、そこで地域移行ができるようになってきたということなんです、ほかのところでやっていくのは、1名しかまだついていないので、地域移行というのは難しくなっているのか、これはある程度の人数が必要なのか、この1名だけでもやっていけそうなのかというのは、今はSOWAバスケットボールクラブだけになっていますけども、これはハンドボール部のほうがもういけそうだとかいうのは、どういう基準でこれがいけるという判断になってくるのでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

SOWAバスケットボールクラブについては、外部指導者の方がまず最初は2名おられて、単独指導、単独引率ができる形でありました。他に外部指導者を入れているところにつきましても、これからお話をしながら進めていこうと考えております。要件的には、完全ではないですけど、調いつつありますので、できるだけ地域クラブとして活動していただこうと思っております。実際には、今までの活動とはそんなに変更はございません。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 指導者に関しましては、多感な中学生に当たるわけですから、人格形成に与える影響が非常に大きいと思います。ですから、指導者の選定についてどういうことを基準にされているか、その辺のお話があればお願いしたいんですけど。

○委員長（溝手宣良君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） まさに、指導者の選定につきましては、中学生年代ですので、人格形成に及ぶところが大きいと思います。まずは、面接をさせていただいて、きっちり人物像を見させていただきまして、審査委員会でもお諮りいたしまして、適切な指導者を選んでおります。実際には、10名登録と申しましたが、お断りした方もいます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） ぜひ、これを慎重にやっていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（溝手宣良君） 小野委員。

○委員（小野耕作君） 地域クラブ移行ということで、当面は市がするということですが、今後、多分民間も間違いなく名のりを上げてくると。いろんな種目によって出ると思うんですが、民間の活用はどの程度考えられていますでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（平田壮太郎君） 小野委員の御質問にお答えいたします。

また、資料12ページを見ていただきたいと思います。

この総社地域クラブ、オレンジ色の部分につきましては、学校部活動の種目でございます。地域と書いてある、a、b、cと書いてあるのが、実際に総社市内で活動されている、まちクラブといえますか、学校部活動でない部活動でございます。こちらにつきましては、昨日、部活動地域移行推進協議会というものがございましたが、理念的に、どうしても学校部活動では時間とかということが限られてきますので、そういうものに合致するのであれば、運営主体の範疇の中に将来的には入れてもいいのかなとは思っておりますが、現状では独立でやられていますので、これは将来的な課題であると考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時5分